

業債第35号（例）
2024年7月1日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正に関する件

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第99号）の施行等に伴い、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

—— 本件は、「記名国債関係事務で使用する本人確認書類の記録事項等について」（2024年4月19日付業債第25号）により、追ってご連絡するとしていた規程改正を含みます。

以 上

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

- 414-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①国債証券送付請求書の受理など

- 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ }
 ・ } 略（不変）
 ・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等（生活保護法第80条の2に規定する受給者番号等をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

- 415の表を次のとおり改める（全面改正）。

本人確認書類の種類・名称	本人確認書類の記録事項			
	書類番号 (注1)	発行番号等 (注2)	発行体の 名称 (注2)	発行年月日 (注2)
＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日
国民健康保険の被保険者証	2	「番号不可」の文言		
健康保険の被保険者証	3			
船員保険の被保険者証	4			
後期高齢者医療の被保険者証	5			
介護保険の被保険者証	6	番号が付番されている場合には、その番号		
健康保険日雇特例被保険者	7	「番号不可」		

手帳		の文言		
国家公務員共済組合の組合員証	8			
地方公務員共済組合の組合員証	9			
私立学校教職員共済制度の加入者証	10			
国民年金手帳 ^(注3)	11			
児童扶養手当証書	12			
特別児童扶養手当受給証明書	13			
母子健康手帳	14			
身体障害者手帳	15			
精神障害者保健福祉手帳	16			
療育手帳	17	番号が付番されている場合には、その番号		
戦傷病者手帳	18			
運転免許証	19			
運転経歴証明書	20			
在留カード	21			
特別永住者証明書	22			
外国人登録証明書	23			
旅券	24			
乗員手帳	25			
住民基本台帳カード	26			
個人番号カード	27	「番号不可」の文言		
生活保護受給証明書	28			
裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等）	29			
官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの	30	番号が付番されている場合には、その番号		
＜法人＞（当該法人の名称、本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	100	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日

(注1) 書類番号に代えて、本人確認書類の名称を記載しても差支えない。

(注2) 発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。
また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差支えない。

(注3) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

○ 416-2②を横線のとおり改める。

②氏名等届出書との照
合など

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 421-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 422-1-1①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

● }
● } 略（不変）
● }
● }

略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 422-1-1②を横線のとおり改める。

②審査など

∫
略（不変）
∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 422-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

- ・
 - ・
 - ・
 - ・
- } 略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

- ・
 - ・
 - ・
- } 略（不変）

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

略（不変）

以下略（不変）

○ 423-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

- ・
 - ・
 - ・
- } 略（不変）

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 423-3-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付・審査

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

- ・
 - ・
 - ・
- } 略（不変）

- ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

- 424—2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）

⇒ 略（不変）

- * 略（不変）

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

- ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

- 425①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

略（不変）

- * 略（不変）

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

- ・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 425②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 426-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 426-2②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

○ 427-1①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- * 略（不変）

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 427-1②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ } 略（不変）
- ・ }
- ・ }

・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 427-2①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 427の2-1①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 427の2-1②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

・ }
・ } 略（不変）
・ }

- ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。

○ 427の2-2①を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）
⇒ 略（不変）
* 略（不変）
 - ・ } 略（不変）
 - ・ }
 - ・ }
 - ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。
- 以下略（不変）

○ 428-3②を横線のとおり改める。

②印鑑票の作成など

- ∫
略（不変）
∫
- * この場合、記名者に本人確認書類の写を作成する旨を伝え、
うえて、本人確認書類は写を1部作成して印鑑票の裏面にちよ
う付し、本人確認書類は記名者に返すとともに、当該本人確認
書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり
取扱う。
 - ・ } 略（不変）
 - ・ }
 - ・ }
- ・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。
- 以下略（不変）

○ 751-1③を横線のとおり改める。

③記名国債証券印
鑑票との照合確
認など

○ 略（不変）

○ 略（不変）

● }
● } 略（不変）
● }

* 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }

・ 生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングする。

以下略（不変）